

閱覽用

平成 30 年 4 月 20 日

第 4 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月20日(金) 午後3時00分から午後4時33分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

会長 35番 武藤 良一

会長職務代理者 1番 奥平 貢市

1番 奥平 貢市	2番 佐藤 喜八	3番 武藤 栄利
5番 野地 太郎	6番 安齋 吉浩	7番 菅野 達雄
8番 佐藤 信喜智	9番 安齋 栄	10番 鈴木 春雄
11番 高宮 文作	12番 石川 重彦	13番 平 義一
14番 菅野 洋一	15番 佐久間 敏	16番 三浦 喜周
17番 安齋 康夫	18番 佐藤 幸雄	19番 菅野 誠治
20番 松本 正典	21番 渡辺 久	22番 安齋 敏明
23番 堀川 英二	24番 佐藤 勝則	25番 安齋 喜八
26番 中山 博之	28番 菊地 安夫	29番 菅野 富子
30番 本多 芳司	31番 服部 栄一	32番 菅野 保治
33番 鈴木 賢一	34番 武藤 一夫	35番 武藤 良一

4 欠席委員

5 遅参委員

12番 石川 重彦 委員

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第26号 現況確認証明申請について
- 第5 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第7 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 第10 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 第11 議案第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 第12 議案第34号 二本松市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会規程の制定について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（武藤良一）会長 開会に先立ちまして、このたびの4月1日付けの人事異動に伴う、新たな事務局体制をご紹介します。

（菊地局長以下、あいさつ）

議長（武藤良一）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（武藤良一）会長 これより、平成30年第4回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（武藤良一）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、33名中、32名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

なお、12番 石川 重彦 委員より遅参の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（武藤良一）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則

第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 それでは、5番 野地 太郎 委員、6番 安齋 吉浩 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 菊地秀子さんと野地 通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取扱には十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

議案第26号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局が議案訂正を含め説明)

議長(武藤良一)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番 (佐藤喜八)委員

議案第26号1について4月5日現地確認をして参りました。事務局は菊地さんと森島さん、農業委員は私と高宮さん、鈴木さんの5名で現地確認をいたしました。現況は先ほど事務局説明したとおりで、減反のあと長年耕作していませんでした。現地調査の結果やむなしというふうに判断をしてきましたが、皆様方のご判断をよろしくお願いいたします。以上です。

8番（佐藤信喜智）委員

議案第26号の2番について現地確認調査の結果をお知らせします。3月28日、事務局から2名、局長さんと森島さん、委員の方は安齋喜八委員と菅野富子委員と私の5名で確認しました。現況は事務局説明どおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（武藤良一）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号1、2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　　全員賛成ですので、議案第26号1、2については

原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に日程第5、

議案第27号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（堀川英二）委員

議案第27号番号1から3について、担当委員ですのでその内容を続けて報告させていただきます。

番号1について4月14日に譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんと現地にて説明を受けました。■■■さんと■■■さんは同じ行政区でありまして、■■■さんは経営規模拡大のために条件が整い合意に至った次第でございます。説明前後いたしますが、譲渡人の■■■さんの申請事由については番号3で報告させていただきます。番号2については譲渡人の要望により譲受人の■■■さんが農業の経営拡大のためでございます。譲渡人の■■■さんとは4月14日の夕方に電話にて確認、相違ないということを確認いたしました。続いて番号3について譲渡人と譲受人は親戚でございます、先ほど番号1の案件でございますが譲受人の■■■さんは現在キュウリ栽培をしております、現ハウス脇の隣

地の土地を譲り受けて規模を拡大するために資金必要なため売買に至りました。番号1から3について農業の継承と経営規模拡大ですので私としては何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。

以上でございます。

15番（佐久間敏）委員

議案第27号番号4について調査結果の報告をいたします。4月19日、 さん宅に聞き取り調査に行つてまいりました。内容は事務局説明のとおりでございました。私としては何ら問題なく許可適当と思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

3番（武藤栄利）委員

議案第27号番号5、続けて番号6について調査の結果を報告いたします。

番号5につきましては農地法第3条の規定による許可申請について4月14日、譲渡人 さん、譲受人 さんと現地にて兩名立会ひの下確認いたしました。ただいま事務局説明のとおりでありまして、許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いたします。

番号6につきましては去る4月15日に さんにお会いしましてお話を伺いました。ただいま事務局説明のとおりでありまして、許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（武藤良一）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問、意見を許しま

す。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 はい、それでは採決いたします。

議案第27号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第27号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番(菊地安夫)委員

議案第28号番号1について4月14日、■■■■氏に連絡を取り内容を確認いたしましたところ、結果、只今の事務局の説明内容とおりであります。特に問題なく事業の計画変更の受理できると思います。皆さんの審議をお願いいたしま

す。

5 番（野地太郎）委員

議案第28号の2番について説明をいたします。4月の14日にお父さんの
■さんとお母さんにお会いし、お話を聞いてきました。内容は事務局の説明
どおりでございますが、崖地ということでちょっと気になったんで聞いてきた
んですが、今現在石垣が積まっていて、元々あった石垣があるんですが、石垣
をめぐって建築屋さん業者さんと何かあるみたいなので、それでちょっと遅れ
ている話を聞いてきました。別に前に許可いただいたところですから支障はな
いんですが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

3 番（武藤栄利）委員

議案第28号番号3について農地法第5条第1項の規定による許可後の事業
計画変更申請について調査の結果を申し上げます。去る4月15日貸付人■
■さんにお話を伺いました。また、借受人であります■現場代理人の■
■さんには電話でお話を伺いました。ただいま事務局説明どおりであり、許可
適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上で
す。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一) 会長 全員賛成ですので、議案第28号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番(菊地安夫) 委員

議案第29号番号1について、ただいま事務局の説明とおりです。この案件は議案第28号番号1の同一事業であります。4月14日■■■■氏に内容を確認いたしました。特に問題なく許可適当と思えます。皆様のご審議お願いいたします。

17番(安齋康夫) 委員

議案第29号の番号2について調査内容を報告いたします。4月17日に申請人の■■■■さんと連絡を取りまして聞き取り調査を行って現地を確認してまいりました。内容につきましては事務局の説明どおりであり、道路として使っていたということでもあります。顛末書も用意されまして、顛末書によりますと平成19年に市道向原上竹線の改良工事のために土地を提供し、その後道路工事が行われました。市道改良工事の際に二本松市の担当者の方と協議をしまして、新しい道路の接点部分は勾配があるので舗装してもらうことにしました。その時は行政の行う事業なので農地法の事も考えずに利便性重視で進めてもらうことを承諾いたしました。本申請を準備するに当たりまして許可を得ずに農地の一部を道路として使用していることが判明いたしました。大変申し訳なく、今後においてそのようなことのないようにいたしますので何卒寛大な処置をくださいますようお願い申し上げます。このような顛末書も添えてありまして、私としてはやむを得ないのかなと判断いたしました。

続きまして番号3でありますがお報告いたします。内容は事務局説明のとおりであり、許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

10番（鈴木春雄）委員

議案第29号4、それから29の5番、2件ありますので合わせてご報告したいと思います。まず、29号の4番ですが、本件は5,000㎡を超える大規模許可転用ということで、4月13日申請地において農業委員会事務局より菊地

事務局長、相川主任主事、安達地区担当の野地委員、堀川委員、安齋吉浩委員、服部委員、安齋栄委員、わたくし鈴木の8名で現地において申請人の [REDACTED] の [REDACTED] 社長、役員の [REDACTED] さんより申請内容及び事業概要について説明を受け現地を確認いたしました。転用目的、転用理由については事務局説明どおりであります。現地は2月の委員会で利用権貸借の承認を得た土地でありまして、一時転用、客土後はビニールハウスを建ててイチゴ栽培をしたいということでありましたので、私としては許可相当と思っておりますので皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思っております。

引き続きまして29号の5番ですが、本件も5,000㎡を超える大規模転用許可ということでございますので、引き続き4月の13日、申請の現地において事務局より菊地事務局長、相川主任主事、安達地区担当の野地委員、堀川委員、安齋吉浩委員、服部委員、安齋栄委員、私を含めて8人で同じく申請人の [REDACTED] の [REDACTED] 社長、役員の [REDACTED] さんより申請内容、事業の概要について説明を受け現地を確認いたしました。転用目的、転用理由については事務局説明のとおりであります。現地はこれもですね、2月の委員会で利用権貸借の承認を得た土地でありまして、29号の4の客土とビニールハウスの建設、それと本件のビニールハウス建設に伴う資材置き場ということで、それを終了後ですね、イチゴ栽培をやる、ビニールハウスを建ててイチゴ栽培をやるということでございますので、私としては許可相当と思っておりますので皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

(12番 石川重彦委員 入室着席)

議長(武藤良一) 会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんが。

31番(服部栄一) 委員

先ほど審議しました、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請はわかるわけですが、同じ地番で4条の許可申請が出てきたということでもう少し経過をですね、説明していただきたいと思います。と言いますのは、5条の事業計画変更が通れば4条の許可は要らないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

事務局 ただいまの服部栄一委員の質問に対してお答えいたします。表二丁目の■■■■の土地は共有名義になっている土地であります。現在は■■■■氏、■■■■氏2人で共有で持っている土地です。当初、平成6年に転用許可を取っていた時もこの■■■■、■■■■2人で共有名義で住宅建築するために許可を得ました。売買するときも共有名義で土地について名義を残しております。その共有名義の土地について、今度■■■■氏ではなくて、■■■■氏、その息子と■■■■氏と共有で家を建てるという計画になっております。なので、■■■■氏は自分の共有部分の名義に関しての転用申請、■■■■氏はその共有部分について息子の■■■■氏に5条申請で貸し付けるという転用計画に

になっておりますので、ちょっと複雑なんですけども4条と5条の転用申請が出ていますという案件であります。以上であります。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。

31番（服部栄一）委員

確認の意味でなんですが、質問ではないんですが、この土地を共有名義になっている[]さんが亡くなって、それを相続したのが[]さん、そして土地はそうになっているということですか。それで4条申請が出たということですか。

事務局 当初、第三者から土地を[]さんと[]さん夫婦で買いました。名義を5分の3が[]さん、5分の2が[]さんで今現在持っています。どちらも生存されています。当初二人で夫婦で家を建てようと思ったんですが、それを変更して[]さんと息子さん2人で共有名義で家を建てることになりました。なので、当初の[]さんの共有部分が息子さんの名前に変えて建てるので、申請内容が複雑なんですけれども、[]さんは4条、自分の権利の5分の2の権利に基づいて転用申請します。[]さんは自分の権利の5分の3の部分を[]さんに貸して、[]さんと息子さんの[]さんの共有名義で家を建てるという申請なので、[]さんが亡くなっているということではないです。

31番（服部栄一）委員

ということは、[]さんは自分の5分の2の権利に基づいて転用申請したということですか。

事務局　　そうです。■■■さんは自分の5分の2の共有部分の権利に基づいて4条申請しました。■■■さんは、■■■さんの5分の3の権利を借りるという形で2人で共有で家を建てるというのが一連の事業計画変更、4条申請、5条申請の流れとなっています。

議長（武藤良一）会長　よろしいですか。その他ございませんか。

7番（菅野達雄）委員

29号の4と5について聞きたい点があるんですが、4と5にビニールパイプハウスを建てるのに盛土は差支えないと思うんですが、5番の一時転用で資材置き場その他、そして現地を考えると駐車場もほしくなると思うので、一時転用ではうまくないのではないのか。継続事業みたいになって駐車場もほしくなってくるとこの三角の土地なんですが、一時転用ではうまくないのではないかと思うんですが。

事務局　　ただいまの菅野達雄委員の質問に対してお答えいたします。今の段階の計画で言いますと、■■■番、■■■番の土地が一段低くなっている土地ということで今回の所に客土するわけなんですけれども、その客土は■■■番、番号2の土地を削りまして、その削った土を■■■番、■■■番の土地に入れます。■■■番、■■■番、■■■番が同じ高さの敷地にしましてビニールハウスを建設するわけなんですけど、イチゴの栽培ということで、今後はイチゴの栽培でイチゴ狩りができるような施設にしたいということで、お客さん呼んで駐車場も確保したいということなんですけど、今後農振除外を、■■■の三角形の

土地については農振除外、一旦全部農地に戻すんですけど、農地に戻した後に農振除外後に駐車場に転用する計画がございますが、今の段階ではビニールハウスを建設して農地に復元したという形で一時転用が完了になる計画になっております。以上です。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。その他ございませんか。

ないようでございますので、それでは採決いたします。

議案第29号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第29号1から5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（安齋康夫）委員

それでは議案第30号の番号1について調査内容を報告いたします。4月の

6日に局長の菊地さん、事務局の相川くん、それから行政書士の■■■さん、それから私ということで4人で確認して参りました。現地は■■■■■の■■■店のすぐ隣、西側となっております。丁度その中に8.8㎡の農地が残ってしまう、その周りを譲受人の■■■さんが譲り受けるということなので、その農地がこれから利用できるのかということでもあります。その内容につきましては事務局説明とおりであります。その内容につきましては事務局説明とおりであります。譲受人がその資材置場のフェンスとか擁壁を作らないということで、そこから8.8㎡の農地に自由に出入りをしてくださいということでありまして、私としては許可適当かなと判断いたしました。

続きまして番号5であります。4月17日に譲渡人、それから会社同じ方なんですが、会社の役員の■■■さんと連絡を取って聞き取り調査を行ってきましたが、内容としましては事務局説明とおりであり、特に問題もなく許可適当であると判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

28番（菊地安夫）委員

担当案件が3件ありますので続けて報告いたします。議案第30号番号2について、只今事務局の説明とおりです。4月14日譲受人■■■氏及び譲渡人■■■氏に連絡を取り現地を確認いたしました。特に問題なく許可適当であると思います。皆さんの審議をお願いいたします。番号3について只今の事務局の説明とおりです。4月14日、貸付人借受人■■■氏に連絡を取り現地を確認いたしました。特に問題なく許可適当であると思います。皆さんの審議お願いいた

かり行ったんですが会えなくて、電話も通じないということで今日の朝やっと携帯電話が通じまして内容については問題ないと確認いただきましたのでご報告申し上げます。これも許可相当であると判断してまいりました。以上でございます。

25番（安齋喜八）委員

議案30号の9番についてご説明申し上げます。この案件は2年前に一時転用ということでご審議いただいて転用して、残土置場ということで利用しているわけなんですが残土がなかなかなかったということでもう1年伸ばしていただきたいということの案件でございますので、やむを得ないのかなと思いますので皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長（武藤良一）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

7番（菅野達雄）委員

30号1番に対してなんです、88㎡が他人の土地なんです、その周囲が塞がれてしまうということですが、その自由に通ってもよいということで承諾を得たとのことなんです、確約の書類というかそういうものは出されておるんですか。事務局の説明をお願いします。

事務局　ただいまの菅野達雄委員のご質問に対してお答えいたします。上申

書という形ではありますが転用事業者の方からは袋地にならないように今回の転用申請地の周囲を擁壁、またはフェンスの設置をしないので耕作のために通ってもらうのは構わないといった旨の上申書が提出されておりますので、営農条件の支障はないのかなと思うところであります。以上です。

7番(菅野達雄)委員 この買った土地の周囲にぐるっと置かれると、瓦とかそういうものを置かれてしまったのでは入っていくのに困るのではないかなと思って。そういうところはちゃんと空けてもらうように確約書を取って、書類上取られているのかいないのか。後から塞がれてしまって自由に入っていけなくなってしまったんでは、口約束ではうまくないと思うんです。

事務局 案内図の15ページをご覧くださいと思います。15ページと16ページを見ながら説明させていただきたいと思います。15ページの利用計画図では[]の土地の北側のほうに瓦運搬用パレットを8列ほど重ねておくという計画になっております。[]の南側の方は特に何もしない計画であります。要は通路部分にするような計画になっていきますので、[]の南側の所から東側の隣接農地に行き来はできるのかなと現地調査の際は見てきました。16ページを見てもらうと隣接農地と書いたところの点線のところ、ここは擁壁が組まれています。[]敷地の。擁壁が点線のように組まれているので、[]をフェンスとか擁壁とか組まれてしまったら隣接農地に行く道が存在しなくなってしまいます。ですので[]を何も囲わず、擁壁とフェンスを設置しないことによってその道路側、向原上竹線の側か

ら [] は通りますけれどもフェンスとかなければ容易に行き来はでき、支障はないのかなと思います。以上です。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。その他ございませんか。

はい、それでは採決いたします。

議案第30号1から9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第30号1から9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第9、

議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中51から53について [] 番 [] 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長 まず、議案第31号1から50について、事務局の

説明に対する質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

18番(三浦喜周)委員

農地中間管理機構でこれだけの面積を預かるわけですが、借りる人は決まっているのでしょうか。

事務局 16番委員の質問にお答えしたいと思います。今議案第31号で中間管理機構への利用権設定関係諮っておりますが、このあと議案第33号の中で貸し付けに関しまして承認のほうの議案がございますので、この全筆の中で1筆だけ決まっていないうことなんです、1筆以外はすべて借手のほうが決まっている状況であります。以上でございます。

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。その他ございませんか。

はい、ご意見ないようですので、それでは議案第31号1から50について採決いたします。

議案第31号1から50について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第31号1から50については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第31号51から53について審議いたします。

番 委員の除斥を求めます。

(番 委員 退席)

議長（武藤良一）会長 これより、議案第31号51から53についての質問、意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（武藤良一）会長 それでは採決いたします。

議案第31号51から53について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第31号51から53については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

番 委員の除斥を解きます。

(番 委員 着席)

議長（武藤良一）会長 報告いたします。議案第31号51から53については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10

議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第32号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11

議案第33号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中10について 番 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長　まず、議案第33号1から9について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　それでは議案第33号1から9について採決いたします。

議案第33号1から9について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第33号1から9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第33号10について審議いたします。

■番 ■■■■■ 委員の除斥を求めます。

（ ■番 ■■■■■ 委員 退席）

議長（武藤良一）会長　これより、議案第33号10についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　それでは採決いたします。

議案第33号10について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手

をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第33号10については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■■■■■ 委員の除斥を解きます。

(■番 ■■■■■ 委員 着席)

議長(武藤良一)会長 報告します。議案第33号10については、原案の
とおり承認することに決定いたしました。

議長(武藤良一)会長 次に、日程第12

議案第34号「二本松市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委
員会規程の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお
願いいたします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後4時33分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年4月20日

二本松市農業委員会

議 長 武 藤 良 一

署 名 委 員 野 地 太 郎

署 名 委 員 安 齋 吉 浩

